

# 山口県農地中間管理事業規程

## 第1 農地中間管理事業の実施区域

農地中間管理事業は、県全域で実施するものとする。ただし、次に掲げる区域においては、重点的に実施するものとする。

- (1) 人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進める機運が生じている区域
- (2) (1)のほか、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、機構関連農地整備事業又は果樹産地構造改革計画等の活用に向け農地利用のあり方が協議されるとともに、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと認められる区域

## 第2 農地中間管理権を取得する農用地

山口県農地中間管理機構(以下「機構」という。)が農地中間管理権を取得する農用地等は、原則として、経営体への貸付けが見込まれる農用地等とし、次に掲げる農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

- (1) 農業委員会による利用状況調査において再生不能と判定されている荒廃農地
- (2) 用水路や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていない農用地等
- (3) 借受希望者の応募状況等からみて、経営体に貸付けることができる可能性が著しく低いと認められる農用地等

## 第3 借受希望者の募集手続等

### 1 募集時期

借受希望者の募集は、随時行うものとする。

### 2 募集区域

借受希望者の募集の区域は、市町の区域内において、人・農地プランの策定区域等を単位として空白が生じないように定めることとし、市町長の意見を聴いて決定するものとする。

### 3 留意事項

借受希望者の募集は、市町等から提供された情報及び募集実績等を踏まえ、募集区域内における次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 水田地帯、畑地帯又は果樹地帯の別その他農用地等の特徴
- (2) 借受けが見込まれる経営体の存在の状況

### 4 借受目的等の把握

募集に当たっては、あらかじめ、借受けが見込まれる経営体から次に掲げる事項を把握するものとする。

- (1) 借受けを希望する農用地等の所在、種別、面積その他の条件
- (2) 借受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- (3) 借受けを希望する期間
- (4) 作物ごとの栽培面積、その他現在の農業経営の状況
- (5) 規模の拡大、農地の集約化、新規参入その他募集区域内において農用地等の借受けを希望する理由

## 5 募集の方法等

- (1) 募集は、インターネットを活用する等の方法により、行うものとする。
- (2) 関係機関からの情報提供又は過去の応募状況等からみて、募集区域内の経営体による応募が十分に見込まれない場合にあつては、新規就農者（リース方式での参入を希望する企業等を含む。）や広域で借受を進めている経営体等新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする経営体の情報収集に努め、借受希望への登録誘導を図る。

## 6 応募者に係る情報の公表

機構は、借受希望者の応募があつたときは、インターネットを活用する等の方法により、応募者に係る次に掲げる情報を公表するものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 募集区域内の農業者若しくは募集区域外の農業者又は新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種類及び面積
- (4) 借受けた農用地等に作付けをしようとする作物の種別

## 7 応募者に係る調査

- (1) 機構及び市町は、貸付けの決定を公平かつ適正に行う上で必要があるときは、応募者に対する面接調査を行うことにより、その希望する借受けの内容を正確に把握するよう努めるものとする。
- (2) 機構及び市町は、応募者及びその希望する借受けの内容が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 5 項の要件を満たすかどうかについて調査するものとする。

## 第 4 農地中間管理権の取得

### 1 対象農用地等のリスト化

機構は、農用地等の貸付けを希望する旨の申出等があつたときは、あらかじめ、次に掲げる事項に基づき借受けの可能性を検討した上で、申出者及び申出に係る農用地等を整理したリストを作成するものとする。

- (1) 当該区域の人・農地プランの作成・見直し状況
- (2) 当該農用地等の借受けを見込める経営体の存在

- (3) 当該農用地等の区画整理等の状況
- (4) 当該区域における農地集積・集約化の機運の状況
- (5) 当該区域の遊休農地の現状及び今後の見直し

## 2 農地中間管理権の取得に係る協議

機構は、農地中間管理権を取得しようとするときは、貸付希望者からの申出に応じて協議し、又は農用地等の所有者に協議を申し入れるものとする。

## 3 農地中間管理権の期間

機構は、農地中間管理権の取得に当たっては、貸付希望者の経営の安定・発展に配慮しつつ、できる限りその期間が10年以上となるよう努めるものとする。

## 4 農用地等の滞留期間の短縮

機構は、農地中間管理権の取得に当たっては、貸付希望者の今後の営農継続の見通しを考慮しながら、機構が農用地等を貸付希望者から借受けてから借受希望者に貸付けるまでの期間ができる限り短くなるよう努めるものとする。

## 5 貸付希望者に対する土地改良事業の施工説明

機構は、農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

## 6 農地中間管理権の取得に係る利用権設定申出書兼農用地利用集積計画等の書類の様式については、業務の効率化を図るため、機構が定める様式の活用を市町に求めるものとする。

# 第5 農用地利用配分計画の決定方法

## 1 基本原則

機構は、農用地利用配分計画の作成や市町による機構を經由した貸借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）への同意に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 当該農用地等の貸付けが借受希望者の経営規模拡大又は分散錯圃の解消に資するものであること。
- (2) 当該農用地等の貸付けが既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている他の農業者の経営に支障を及ぼすものでないこと。
- (3) 借受希望者が新規参入者である場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指すことができるように配慮すること。
- (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者の要望等を踏まえて公平かつ適正に調整すること。
- (5) 地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、(1)から(4)の

基本原則に則った上で、人・農地プランの内容を十分に考慮するものとする。

## 2 優先配慮の原則

- (1) 機構は、担い手が利用する農地の集約化を促進し、又は当該区域内で既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の経営発展に資する観点から、次に掲げる場合は、貸付先の決定に当たり優先的に取り扱うものとする。
  - ① 区域内の経営体相互間又は経営体とそれ以外の者との間で利用権の交換を行おうとする場合
  - ② 集落営農の構成員が当該集落営農に利用させることを目的として機構に農用地等を貸付ける場合
  - ③ 貸付けを希望する農用地等に隣接して農業経営を行っている借受希望者がいる場合
- (2) (1)の③に該当する借受希望者が複数いる場合は、各借受希望者の希望と当該農用地等の条件との適合状況、地域農業の発展への寄与度等に基づき優先順位を付した上で、当該順位に従って協議するものとする。
- (3) (1)以外の場合は、次のとおり取り扱うものとする。
  - ① 借受希望者に当該区域内の者と当該区域外の者（新規参入者等を含む。）のいずれもがいる場合は、当該区域内の者を優先して協議するものとする。
  - ② 借受希望者の経営農用地等と貸付予定農用地等との位置関係、貸付希望者が希望する条件との適合状況、経営計画の当該地域における営農活動への影響等に基づき優先順位を付した上で、当該順位に従って協議するものとする。
  - ③ ①及び②にかかわらず、土地基盤整備事業その他農用地等の条件整備に係る事業が、事業計画を策定する段階から農用地等の経営体を定めて実施される場合は、当該経営体と協議するものとする。
- (4) (2)及び(3)の場合において、借受希望者に優先順位を付する上で必要があるときは、利害関係者以外の者で構成する合議制の機関において協議するものとする。

## 3 貸付期間

貸付期間については、貸付先の経営の安定及び発展に資するため、できる限り長期間となるように配慮して定めるものとする。ただし、当該地域の農地利用の効率化及び高度化を進める上で必要がある場合は、一定期間が経過した後に当該農用地等を再配分することができるように定めるものとする。

## 4 市町で集積計画一括方式を実施する場合

- (1) 機構は、第5の1に掲げる基本原則に即した貸付けの検討が行われるよう、必要に応じて、市町等と連携して事前の話し合いから参加するものとする。
- (2) 機構は、山口県知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、借受希望者の募集やインターネット等の方法を通じて、予め利害関係人の意見を聴くものとする。

## 5 借受希望者に対する土地改良事業の施工説明

機構は、農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

## 第6 賃料の水準等

1 機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付先が決まっている場合における借受賃料及び貸付賃料の額は、次の事項を踏まえて決定する。

- (1) 土地基盤整備の状況等が当該地域と同程度の農用地等に係る賃料の水準
- (2) 機構に対する借受希望者と貸付希望者の双方の意向

2 機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付先が決まっていない場合における借受賃料の額は、貸付先が決まるまでの間は、無料とする。

## 第7 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

機構が農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するときは、山口県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権に係る契約を解除するものとする。

- (1) 農地中間管理権を取得した後2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う見込みがないとき。
- (2) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

## 第8 農用地等の利用状況の報告等

機構は、農業委員会や地域住民から貸付けた農用地等が適正に利用されていない等の情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。また、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握し、契約の解除について判断する。

## 第9 農用地等利用条件改善業務の実施基準

機構は、農地中間管理権の設定期間が10年以上であって、かつ、次のいずれかに該当するときは、区画整理その他の農用地等の利用条件を改善するための業務を行うことができるものとする。

- (1) 当該農用地等の貸付先が決まっており、かつ、当該貸付先が農用地等の利用条件の改善を希望しているとき。
- (2) 当該農用地等の借受希望者の募集に応募した者の数及びその希望の内容からみて、農用地等の利用条件の改善を行うことにより、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

## 第10 農用地利用改善事業との連携等

1 機構は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者）及び機構に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合に

は、必要に応じて、市町等と連携して事前の話合いの段階から参加するものとする。

- 2 機構は、第2に定める農地中間管理権の取得に係る基準に則して、また、農用地の利用の集積を進めるべき経営体が適切に位置付けられているかを第5の1及び2の基準に則して、それぞれ調整を行った上で、当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。

## 第11 円滑な推進体制の整備

- 1 機構は、農地中間管理事業の推進に当たって、人・農地プランの作成及び見直し主体である市町や農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の関係機関・団体と密接に連携するとともに、人・農地プランの実現に向け一体的な取組を展開していく。
- 2 機構は、農地中間管理事業の推進に当たっては、次に掲げる事項を把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。
  - (1) 市町の各区域における人・農地プランの作成又は見直しの状況
  - (2) 当該区域における経営体の状況
  - (3) 当該区域における機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の状況
  - (4) 当該区域内の遊休農地の現状及び今後の見直し等
- 3 機構は、その主たる事務所に相談又は苦情に対応する窓口を設置するとともに、インターネット等を活用してこれの周知徹底を図るものとする。

## 第12 業務の委託

- 1 機構は、市町が地域における農地中間管理事業の窓口としての機能を担うとの考え方に基づき、原則として、同事業を活用するすべての市町に対し、その同意を得て、同事業に係る業務を委託するものとする。
- 2 1により委託する業務の内容は、概ね次に掲げるとおりとする。
  - (1) 農用地等の所有者、経営体等との相談に係る業務
  - (2) 第4の1に規定するリストの作成に係る業務
  - (3) 農地の貸付希望者、借受希望者等の調査、把握及び交渉に関する業務
  - (4) 借受けが見込まれる農用地等の位置、権利関係等の確認業務
  - (5) 農用地利用配分計画の案の作成に関する業務
  - (6) 農用地等の利用条件の改善に関する業務
  - (7) 出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等
- 3 機構は、2の(2)の業務を委託するに当たっては、市町に対し、第2の趣旨を十分考慮して当該業務を行うよう依頼するものとする。
- 4 機構は、2の(5)の業務を委託するに当たっては、原則として、すべての市町に対し、あら

かじめ農業委員会の意見を聴取するよう求めるものとする。

- 5 機構は、地域農業再生協議会、市町農業公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等が2に掲げる業務を行う能力があると認めるときは、当該団体等に当該業務の全部又は一部を委託することができる。
- 6 機構は、市町以外の団体等に業務を委託するときは、当該団体等と市町との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 7 機構は、業務委託に当たっては、競争入札等の方法により委託コストの削減を努めつつ、業務を適正かつ確実に実施することができるものとして山口県知事が指定した者への外部委託することができる。

### 第13 不適正な事案が生じた場合の対応

- 1 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報漏えいや賃料の誤収受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに山口県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。
- 2 機構は、1の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月13日から施行する。